横須賀市立追浜小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和８年４月策定

１　いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》

法第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

２　いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

学校いじめ防止対策委員会

学校内（役職）	学校外（役職）
校長	学校運営協議会委員
教頭	学校運営協議会委員
児童指導担当	学校運営協議会委員
養護教諭	学校運営協議会委員
登校支援相談員	学校運営協議会委員
支援教育 コーディネーター	学校運営協議会委員
	スクールカウンセラー
	PTA 会長

〈会議の開催形態〉

① 「校内いじめ防止対策委員会」（日常的な関係者の会議）

児童の問題行動等に係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行う。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議する。原則として、月１回開催をする。

〈活動内容〉

・いじめ対応への検討、対応方針の決定

・いじめ相談、通報対応

② 「学校いじめ防止対策委員会」全体会

外部関係機関を含めたすべての構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行う。原則として、年２回開催をする。

〈活動内容〉

・いじめ防止等の取組の検討、検証

〈年間指導計画〉

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取組、早期対応の取組、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。　（別紙）

３　いじめの未然防止

ア　いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図る。

イ　職員が児童を一人の人間として尊重し、日頃から児童の心に寄り添うことを心がける。

ウ　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

エ　授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

オ　学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、自己有用感が高められるよう努める。

カ　いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努める。

４　いじめの早期発見

ア　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くある。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

①休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子の把握

②個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等による把握

イ　児童生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、実態把握に努める。

① 相談窓口の周知

追浜小学校　相談室：０４６-８６５-２２３１

横須賀市教育委員会　こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番：0466-81-8111

その他「いじめ問題の理解と対応」冊子参照

②保健室だより、相談室だよりの発行

③教育相談

④スクールカウンセラーの活用

ウ　定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童生徒の状況を客観的に把握することに努める。アンケートについては、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫する。

学校生活アンケートの実施　　年２回（7 月、12 月）

５　いじめへの対処

ア　発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

イ　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせる。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあ

った場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。

ウ　いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ　いじめを受けた指導生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

オ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

カ　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにする。

キ　インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求める。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとる。

ク　具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行う。

6　重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

ア　重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ　上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供する。